

改正案

現 行

別紙様式第5号（第27条第1項関係）

別紙様式第5号（第27条第1項関係）

(略)

(略)

(第19面)

(第19面)

II 経理の状況

II 経理の状況

(1) 貸借対照表

(1) 貸借対照表

年 月 日現在

年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
1 流動資産			1 流動負債		
現金預け金			預り金		
現金			支払手形		
預け金			借入有価証券		
受取手形			短期借入金		
所有有価証券			前受金		
短期貸付金			未払金		
前払金			その他の流動負債		
未収金					
その他の流動資産					
2 固定資産			2 固定負債		
建物・構築物			社債		
機械器具及び備品			長期借入金		
車両その他運搬具			退職給与引当金		
土地			負ののれん		
その他有形固定資産			その他の固定負債		
無形固定資産					
のれん					
3 投資その他の資産			3 特別法に基づく引当金		
投資有価証券(株式会 社金融先物取引所分を 除く。)			金融先物取引責任準備 金		

資産の部			負債の部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
1 流動資産			1 流動負債		
現金預け金			預り金		
現金			支払手形		
預け金			借入有価証券		
受取手形			短期借入金		
所有有価証券			前受金		
短期貸付金			未払金		
前払金			その他の流動負債		
未収金					
その他の流動資産					
2 固定資産			2 固定負債		
建物・構築物			社債		
機械器具及び備品			長期借入金		
車両その他運搬具			退職給与引当金		
土地			負ののれん		
その他有形固定資産			その他の固定負債		
無形固定資産					
のれん					
3 投資その他の資産			3 特別法に基づく引当金		
投資有価証券			金融先物取引責任準備 金		

出資金(会員金融先物取引所分を除く。)					
長期貸付金					
その他					
繰延資産					

(第20面)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
4 株式会社金融先物取引所に係る資産			4 株式会社金融先物取引所に係る負債		
金融先物取引所株式			自己差金勘定		
信託金			委託者等差金勘定		
同 充当有価証券			株式会社金融先物取引所に係るその他負債		
清算預託金					
同 充当有価証券等					
自己清算参加者証拠金					
同 充当有価証券等					
受託業務清算参加者証拠金					
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
株式会社金融先物取引所に係るその他資産					
5 取引参加者に係る資産			5 取引参加者に係る負債		
自己非清算参加者証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
自己委託保証金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務非清算参加者			自己差金勘定		

出資金(取引所分除く)					
長期貸付金					
その他					
繰延資産					

(第20面)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
4 株式会社金融先物取引所に係る資産			4 株式会社金融先物取引所に係る負債		
取引所への出資金			自己差金勘定		
会員信託金			委託者等差金勘定		
同 充当有価証券			株式会社金融先物取引所に係るその他負債		
清算預託金					
同 充当有価証券等					
自己清算参加者証拠金					
同 充当有価証券等					
受託業務清算会員証拠金					
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
株式会社金融先物取引所に係るその他資産					
5 会員に係る資産			5 会員に係る負債		
自己一般会員証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
自己委託保証金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務一般会員証拠			自己差金勘定		

証拠金					
同 充当有価証券等			委託者等差金勘定		
受託業務委託保証金			取引参加者に係るその他負債		
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
取引参加者に係るその他資産					

(第21面)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
6 委託者等に係る資産			6 委託者等に係る負債		
現金			預り金		
預け金			預り有価証券		
保管委託者等有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者等有価証券			同 充当有価証券等		
受託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務委託保証金			委託者等差金勘定		
同 充当有価証券等			委託者等未払金		
委託者等差金勘定			委託者等に係るその他負債		
委託者等未収金					
委託者等に係るその他資産					
7 取引業協会に係る資産					
取引業協会預託金					
金先責任準備金預託額			負債合計		
同当期末繰入額					

金					
同 充当有価証券等			受託者等差金勘定		
受託業務委託保証金			会員に係るその他負債		
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
会員に係るその他資産					

(第21面)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
6 委託者等に係る資産			6 委託者等に係る負債		
現金			預り金		
預け金			預り有価証券		
保管委託者等有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者等有価証券			同 充当有価証券等		
受託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務委託保証金			委託者等差金勘定		
同 充当有価証券等			委託者等未払金		
委託者等差金勘定			委託者等に係るその他負債		
委託者等未収金					
委託者等に係るその他資産					
7 取引業協会に係る資産					
取引業協会預託金					
金先責任準備金預託額			負債合計		
同当期末繰入額					

協会に係るその他資産	純資産の部		
	株主資本		
	資本金		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	利益準備金		
	その他利益剰余金		
	〇〇積立金		
	繰延利益剰余金		
	自己株式	△	△
	自己株式申込証拠金		
	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金		
	繰延ヘッジ損益		
	土地再評価差額金		
	新株予約権		
	純資産合計		
資産合計	負債・純資産合計		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
2. 会員金融先物取引所に係る科目については、「株式会社金融先物取引所」を「会員金融先物取引所」に、「金融先物取引所株式」を「取引所への出資金」に、「清算参加者」を「清算会員」に、「取引参加者」を「会員」に、「非清算参加者」を「一般会員」に改めて記載すること。
3. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る資産及び負債は計上しないこと。
4. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期（記帳時）を基準として計上すること。
5. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
6. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については関連する注記を付すこと。
7. 上記1. については、第22面、第23面及び第24面において準用する。また、上記5.

協会に係るその他資産	純資産の部		
	株主資本		
	資本金		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	利益準備金		
	その他利益剰余金		
	〇〇積立金		
	繰延利益剰余金		
	自己株式	△	△
	自己株式申込証拠金		
	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金		
	繰延ヘッジ損益		
	土地再評価差額金		
	新株予約権		
	純資産合計		
	負債・純資産合計		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
- (新設)
2. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る資産及び負債は計上しないこと。
3. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期（記帳時）を基準として計上すること。
4. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
5. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については関連する注記を付すこと。
6. 上記1. については、第22面、第23面及び第24面において準用する。また、上記4.

については、第 22 面において準用する。

については、第 22 面において準用する。